

南知多町立内海中学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題です。

本校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばすべくするために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織について

本校では、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に向けた対応のために、次のような組織を設けます。生徒の学校生活からいじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者からの訴えを見逃さず、また、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめに対して組織として対応します。

- (1) **いじめ不登校対策委員会**：学期に1回（職員会議後に開催）
- (2) **生徒指導部会**：週1回程度
- (3) **緊急対策会議**：重大ないじめ事案発生時

3 いじめの未然防止のための具体的な方策

- (1) 一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり
- (2) 体験的な活動の推進
- (3) 道徳教育・人権教育の充実
- (4) 家庭や地域への働きかけ

4 いじめの早期発見について

- 生徒向けの無記名「いじめアンケート」及び教育相談アンケートを学期に1回行う。
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、有効ないじめ防止対策に努める。
- 定期的に教育相談週間を設け、生徒から直接話を聞く機会を確保する。
- 若あゆ日記の活用をはじめ、生徒一人一人とのふれあいをもとにして、教職員で日頃から情報交換を密にして全職員の共通理解のもとで指導にあたる。
- 家庭との連携を図り、保護者がいじめの兆候に気付いた時に躊躇なく学校に相談できるように日頃から、家庭との信頼関係の構築に努める。

5 いじめに対する措置について

- いじめ事案が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- 関係者による緊急対策会議を開催し、今後の事案に関する指導体制と方針を決定し組織的に対応する。教育委員会との連携を密にして、必要に応じて指導助言を受ける。
- 学校長以下、全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- いじめられている生徒の身の安全を最優先に考える。
- 家庭との連携をいつも以上に密にし、個人情報の扱いに配慮しながら学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に役立てる。
- 児童相談所、「リフレッシュスクール」等の相談機関の利用も検討する。
- 問題解消後の生徒の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。(「いじめ防止対策推進法」第28条第1項)

(2) 重大事態発生時の対応(フロー図)

